

2023年度

第1回愛知県障害者施策審議会

会議録

2023年7月21日（金）

愛知県障害者施策審議会

2023年度 第1回愛知県障害者施策審議会 会議録

1 日時

2023年7月21日（金） 午後1時30分から午後3時まで

2 場所

愛知県庁本庁舎6階 正庁

3 出席者

岩田委員、江崎委員、榎本委員、柏倉委員、糟谷委員、加藤（歩）委員、加藤（勝）委員、
亀沖委員、佐藤委員、重松委員、鈴木委員、長坂委員、永田委員（会長）、古家委員、
水野委員、森委員、吉田委員

（事務局）

福祉局長 ほか

4 開会

障害福祉課 久野担当課長

皆様お待たせいたしました。

定刻になりましたので、ただ今から、2023年度第1回愛知県障害者施策審議会を開催させていただきます。

私は、障害福祉課担当課長の久野と申します。議事に入るまで進行を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは初めに、開会にあたりまして、植羅福祉局長からご挨拶を申し上げます。

5 局長挨拶

植羅福祉局長

皆さん、こんにちは。愛知県福祉局長の植羅と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところ、また本日も大変暑うございますが、この暑い中を、本年度第1回の愛知県障害者施策審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃から本県の障害者施策の推進に格別のご理解、ご支援を賜っておりますことを、ここに改めて感謝を申し上げます。

さて、この審議会でございますが、障害者基本法に基づき、障害のある方に関する施策の総合的かつ計画的な推進について調査審議をするために、都道府県に設置することとされているものでございます。

今年度は、年度内に会議を3回開催する予定としておりますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

げます。

本日でございますが、次第にありますように、議題が2件、報告事項が3件となっております。

この議題のうち、あいち障害者福祉プラン2021-2026の改定につきましては、現行の第6期となります。愛知県障害福祉計画、そして第2期の愛知県障害児福祉計画、この2つの計画の計画期間が今年度末までとなっておりますことから、今年度ワーキンググループを設置いたしまして、見直しを行ってまいりたいと考えておりますので、ご審議をお願いいたします。

委員の皆様方におかれましては、限られた時間ではございますが、忌憚のないご意見を賜り、有意義な会議としていただきますようお願いを申し上げます。簡単ではございますが私の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

6 出席者紹介

障害福祉課 久野担当課長

続きまして出席者の皆様のご紹介でございますが、時間の都合がございますので、お手元の出席者名簿の配付により、代えさせていただきますと存じます。

なお、本日は所用により欠席をされておりますが、7月5日付けで愛知県町村会副会長の井俣憲治様が新たに委員にご就任いただいておりますので、ご報告をさせていただきます。

7 定足数確認

障害福祉課 久野担当課長

次に定足数の確認でございます。

本日は、委員数20名のうち、過半数以上の17名が出席されておりますので、愛知県障害者施策審議会条例第4条第3項の規定により、当審議会は有効に成立をしております。

なお、本日の会議は、愛知県障害者施策審議会運営要領第2条第1項ただし書きの要件にあたらなため、公開とさせていただきます。

8 傍聴及びホームページへの掲載についての報告

障害福祉課 久野担当課長

資料並びに会議録は、後日、本県のウェブページで公開をさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

また、7月7日（金）から県のホームページで審議会の開催のお知らせをしておりますが、本日の傍聴者はいらっしゃいません。

9 資料確認等

障害福祉課 久野担当課長

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

委員の皆様には事前に送付をさせていただいておりますが、まず本日の次第、出席者名簿、それから配席図につきましては、差替がございましたので、本日机上に配付をさせていただいております。出席者名簿と配席図は差替をお願いいたします。続きまして、愛知県障害者施策審議会条例、運営要領となっております。続きまして、資料番号1番から5番までの各資料となっております。資料につきましても本日差替が

ございますので、資料2、資料3につきましては、本日は机上に配付させていただいております資料でよろしくをお願いいたします。最後に参考資料という形になっております。

また本日、県の施策を紹介する一環といたしまして、同和問題に関する冊子を配付させていただいております。

資料は以上となりますが、不足等ございましたら、お申し付けください。

10 Web会議に伴うお願い

障害福祉課 久野担当課長

それでは進行をさせていただきますが、ここで委員の皆様をお願いを申し上げます。

本日の会議は、対面及びオンラインでの開催としております。スムーズな会議進行のため、オンライン参加の委員の皆様につきましては、事前にお配りをさせていただいております「Web会議によるリモート開催における発言方法について」をお守りいただきますようお願い申し上げます。

また、本日の会議は、手話通訳の方にご協力をいただきながら進行してまいりますので、各委員の皆様方におかれましては、発言の際には、マイクをご利用いただきまして、ゆっくりと大きな声で、お名前とご所属に続けてご発言いただきますようお願いいたします。

それではこの後の進行につきましては、永田会長にお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

11 会長挨拶

永田会長

皆様、こんにちは。本日はお忙しい中、愛知県障害者施策審議会にご出席いただきましてありがとうございます。本年度第1回の審議会となります。昨年度に引き続きまして、会長を務めさせていただきます永田です。よろしくお願いいたします。

この会は、障害がある方々のために、愛知県が立てる計画や、実際に行っている事業が今よりもっと良くなるように進めるため、各議題について審議をしていきます。

委員の皆様方には日頃からそれぞれのお立場で、愛知県の障害施策に携わっておられることと思います。

この会議を通じて、障害施策をしっかりと検討し、さらにより良いものを提案していきたいと思っておりますので、活発なご議論のほどよろしくお願いいたします。

さて本日は、先ほど福祉局長の方からお話がありましたように、審議事項が議題が2件、報告事項が3件ございます。

対面及び一部はウェブ開催となりますが、円滑に会議を進めていきたいと思っておりますので、ご協力よろしくお願いいたします。

限られた時間ではありますが、積極的に、また要点を絞ってご発言をお願いしたいと思います。委員の皆様方には、言葉や内容について、わかりにくいところがあれば、手を挙げるなどして、ご質問いただきたいと思います。また、遠慮なくお考えを言っていただきまして、審議が充実したものとなりますようお願い申し上げます。簡単ですが、これを始めの挨拶とさせていただきます。

12 議事録署名者指名

永田会長

それではまず最初に、運営要領第2条第5項によりまして、会長が議事録署名者を2名指名することになっておりますので、私の方から指名したいと思います。

今回は加藤歩委員と長坂委員をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

13 事務連絡

永田会長

では、次第に沿って議事を進めてまいります。本日の会議の終了時刻は午後3時を予定しておりますので、ご協力よろしくお願いいたします。

14 議題1 愛知県障害者差別解消推進条例の見直しについて

永田会長

それでは議題の1番目、愛知県障害者差別解消推進条例の見直しについて審議をまいります。

事務局の方から説明をよろしくお願いいたします。

障害福祉課 業務・調整グループ 矢ノ口課長補佐

障害福祉課課長補佐の矢ノ口と申します。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

2021年度と2022年度の2か年にわたりましてご審議いただきました、愛知県障害者差別解消推進条例の見直しについて、本年度中に県議会に上程することといたしておりますので、ご説明申し上げます。

まず、資料1を説明する前に、1番後ろに挟んである、右上に参考資料とありますA3 1枚の資料をご覧ください。

こちらは2023年3月に開催いたしました、2022年度の第3回の障害者施策審議会資料になります。この資料により、簡単に振り返りさせていただきたいと思っております。

まず、左側の「1 趣旨」でございまして、今回の見直しは、条例施行から3年経過したことによる見直し及び障害者差別解消法の一部改正に伴う条文整理の2つの観点から進めてまいりました。

次に「2 検討状況」についてでございます。

見直しの検討は、2021年度と2022年度の2か年で4回のワーキンググループと、6回の障害者施策審議会においてご審議いただいております。

また、国の基本方針につきましては、2023年3月14日に閣議決定されましたので、3月23日の第3回施策審議会でご提示させていただいております。

審議の過程におきまして、いただいたご意見は概ね反映して、資料右側の「3 見直しのポイント」として整理をしております。

それでは資料1に戻っていただきまして、順に説明してまいりたいと思っております。

現在の見直し作業の進行状況でございますが、庁内の法規担当課と、条例としての表現や全体の整合性などについて調整中でございます。あらかじめお断りしておきますと、条文につきましては、2022年度第3回の施策審議会でも説明しましたとおり、国の基本方針、他の都道府県条例や国の資料等を参考にしつつ、適切な表現となるよう、法規担当課と調整しているところでございます。文章の修正があるかもしれません

が、見直しの方向性につきましては変わらないようにということで、規定するに至った趣旨等を、こちらから説明してご理解いただいているところでございます。

まず、1 ページ目でございますが、資料の左側が現行条例で、右側の枠で囲っているところが検討を踏まえた見直し案で、アンダーラインを付した箇所が新設または変更という整理をしております。

まず、現行条例第 2 条の定義についてでございます。

条例上、定義を明確にすべきというご意見をいただいておりますので、資料右側に記載のとおり、新設・追加する方向で見直していきたいと考えております。

まず 1 点目といたしましては、「障害者」の定義に高次脳機能障害及び難病を追記したいと考えております。

2 点目といたしましては「障害を理由とする差別」の新設です。

いただきましたご意見を踏まえて、条例における障害を理由とする差別とは、不当な差別的取り扱いをすること又は合理的配慮をしないことであることを明記したいと考えております。

3 点目の「社会的障壁」についてでございますが、これは現行条例の定義で規定されておりますので、内容に変更はございません。

4 点目といたしまして、「不当な差別的取扱い」の新設です。

この不当な差別的取扱いにつきましては、法律には定義されておりませんが、いただいたご意見を踏まえ、定義を新設したいと考えております。

なお、審議会でご意見をいただいたとおり、本県といたしましては、差別とは直接的に行われる差別だけでなく、間接差別、関連差別も含まれているということを明記して、差別の解消に取り組んでいくという意思を表しております。

次に 5 点目といたしまして、「合理的配慮」の新設です。

これも法律で定義はされておりませんが、いただいたご意見を踏まえて、明記したいと考えております。

なお、意思の表明につきましても、ご意見をいただいておりますが、本人からの意思の表明には、障害の特性等により本人の意思表明が困難な場合には、障害者の家族、介助者等コミュニケーションを支援する者が、本人を補佐して行う意思の表明も含むということを明記したいと考えております。

最後、6 点目でございますが、「事業者」の定義について、現行条例第 1 条に法律からの引用として規定しているところでございますが、ご意見を踏まえて、非営利の団体であっても、事業者にあたることを踏まえ、新たに具体的な定義を明記したいと考えております。

次に 1 枚おめくりいただきまして、資料の 2 ページ目をご覧ください。

第 4 条の「県の責務」についてでございます。

法改正による条文整理でございます。現行の、市町村との連携が規定されているところでございますが、法において、「国及び地方公共団体の連携協力の責務」と追加されましたので、国との連携を追記してまいります。

次に、第 7 条及び第 8 条についてでございます。

第 2 条に、合理的配慮の定義を新設することといたしておりますので、重複する文言を整理しようと考えております。

続きまして、第 9 条の「事業者における障害を理由とする差別の禁止」についてでございます。

先ほど説明いたしました、重複する文言の整理に加えて、今回の法改正における大きな項目である、事業者による合理的配慮の提供が、努力義務から義務化されることについて反映したいと考えております。

次に、1 枚おめくりいただきまして、資料の 3 ページをご覧ください。

第 10 条の「相談及び紛争の防止等のための体制の整備等」についてでございます。

これは法改正により、相談対応の人材育成・確保が義務化されたことについて、ご意見も踏まえて追記したいと考えております。

続きまして、現行条例に規定がありませんが、今回、法改正において「情報の収集・整理及び提供」について、都道府県の努力義務とされたことについて明記すべき等のご意見をいただきましたので、第 12 条の次に 1 条追加したいと考えております。

なお、県といたしましては、情報の収集・整理及び提供は実施しているところでございますので、努力義務ではなく、義務として新設しようと考えております。

続きまして、現行の第 13 条の「助言、あっせん又は指導の求め等」についてでございます。

現行条例は、不当な差別的取り扱いの禁止があっせん等の対象として挙げられておりますが、法改正において民間事業者の合理的配慮の提供が義務化されることを踏まえて、合理的配慮の提供に関しましても、対象としてはどうかというご意見をいただきましたので、反映してまいりたいと考えております。

最後に、愛知県障害者差別解消推進条例の見直しに関する資料の説明は以上でございますが、今回の見直しに関しまして、条例間での文言の整合性を図る観点から、「手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」、いわゆる「手話言語・障害者コミュニケーション条例」でございますが、この条例のうちに差別解消条例に関する条文が含まれているところから、見直しをする可能性がございます。

まだ確定ではございませんが、仮に条例を見直しすることになった場合は、事務局の方で対応させていただきたいと思っておりますので、ご一任いただきますようお願いいたします。

ただ今お示した内容を中心に、法規担当と調整して、今年度の県議会に提案していくこととしております。これで私からの説明は以上となります。ありがとうございました。

永田会長

ありがとうございました。

先ほど説明ありましたように、この施策審議会でも 2 年間にわたり審議してきた内容について、具体的にご提案があった形になるかと思えます。

それでは、この愛知県障害者差別解消推進条例の見直しについて、ご意見、ご質問等があればお願いいたします。

では、吉田委員よろしく願いいたします。

吉田委員

愛知県弁護士会の弁護士の吉田です。

定義の中の、不当な差別的取り扱いについてなんですが、1 つは、これは私の意見だけではなくて他の委員の先生方にも意見いただければなと思うんですけども、定義の不当な差別的取り扱いのところの下から 2 行目で、なお以下なんですが、ここに社会的障壁を解消するための手段の利用等という文言があります。この基本方針の方には、その具体例が少し載っていたかと思うんです。

例えば、車椅子、補助犬、その他の支援機器等の利用や介助者の付き添い等、これがあるとどんな方にもわかりやすいと思うんですが。

この条例を見た県民が、普段障害のある方々と接することがない人でも、普段接していない事業者の方にも、ひと目見て、イメージがわくようにしてもらおうという効果をねらうという観点からは、少し具体例を入

れてはどうかと思っています。

ただ、条例ということから考えると、ある程度抽象的な文言はやむを得ないと、具体的すぎるといのがなじまないという感覚もありますので、このあたりは他の委員の先生方の、ご意見もいただければと思っております。

あともう1点、ご検討いただきたいところがあります。

不当な差別的取扱いの1行目なんですが、2行目の終わりから読ませていただきますと、「障害者でないものに対しては付さない条件を付けることなどをいう。」で終わってしまして、前の審議会の、先ほど示していただいた案ですと、そのあと「条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することをいう。」というところまで記載されてあったんですが、そこが今回は抜けてしまして、不利に扱うというところが不当な差別的取扱いですので、その辺が条文見た時にパッとわかるように、元の前回の案のとおり、「障害者の権利利益を侵害することをいう。」というところまで含めてはどうかと考えています。

そうすると、おそらく2ページ目以降の第8条ですとか、その不当な差別的取扱いの文言が出てくるあたりで、少し整合性が気になられて、定義を直されたのかなとかちょっといろいろ想像しながら読んでいたんですけども、多少重複しても、意味が変わらないのであれば、県民の方々がすぐ分かるようにしたらどうかと思っておりますので、ご検討ください。

以上です。

永田会長

ありがとうございます。

今2点、ご指摘をいただいたかと思えます。

1点目が、定義で新たに新設される不当な差別の取扱いについて、手段の利用等を理由としてというところを、もう少し具体的に提示をすることでより理解しやすいようにした方がよいのではないかということでした。

これについては、委員の先生方のご意見もいただきたいというような内容だったかと思えます。

もう2点目はその上の行ですね、障害のない者に対しては付さない条件を付けることなどをいう、というのを前の案のような形で、きちんと明記すべきではないかということでした。

今2点ご意見をいただいた部分に関しまして、まず事務局の方から、法規との調整で少し文面が変わった部分もあるかもしれませんが、その辺りを少し解説いただいた後、1点目に関しては委員の先生方のご意見を伺いたいという内容でしたので、改めて委員の先生方にご意見を伺えればというふうに思います。

今の定義の不当な差別の取扱いについて、事務局の方から検討にあたって何か補足して説明がありましたらお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

障害福祉課 業務・調整グループ 矢ノ口課長補佐

まず、例示の話でございますが、これも法規担当と調整をしている中で、確かに議論の1つとして挙がっているところでございます。

法規担当との話し合いの中では、まず、条例に例示をつけるというのは、あまり馴染まないのではないかというご意見をいただいているところです。併せまして、昨年度までの施策審議会の中で、例示を設けること、各則を設けるというご意見もいただいたところでも説明したところでございますが、ここで例示をすることによって、障害者差別の定義の固定化に繋がるようなことはすべきではないのではないかというご意見もいただいたところもありますので、例示については極力減らすということで進めたいと思っております。

ころでございます。

2点目の権利利益の侵害につきましても、これも確かに、いろいろと説明をしているところと、条文との整理の中で、せめぎ合いみたいなものはございまして、今、調整をしているところでございます。

永田会長

ありがとうございました。

1点目に関しては具体的に提示。吉田委員の方からは理解しやすいようにということで、法律の専門家の立場からのご意見をいただいた形になります。

ただ、具体的な例示はどうかというところで今回の提案では具体例についてはここでは取り上げなかったということと、2点目に関しては、今法規の方との調整中というご回答でした。

この点につきまして、委員の先生方の方からご意見いただければと思います。

柏倉委員よろしく願いいたします。

柏倉委員

まず、合理的配慮について具体的に例示をするという議論なんですけど、県民にわかりやすくするためにはそういうことも必要かなと思う反面、合理的配慮は法律の専門家の書いている文献なんか読むと、今はこういう内容だよって決めてしまうと、合理的配慮って実は将来に渡ってどんどん中身を進めていかなければいけない議論なんですね。

この今、日本の障害者にとって様々な社会的障壁がある状況においては、このぐらいはやらなきゃいけないねってことはもちろん言えるんだけど、おそらく5年後、10年後の合理的配慮の水準ってのは、もっともっと上がっていかなきゃいけないんですね。

実際、国連の障害者の権利条約でもこのことが議論されているんですけど、現時点での合理的配慮の中身を細かく決めてしまうと、それが発展しなくなってしまいうって議論が一方であるということ、我々は押さえておく必要があるのかなっていうふうに思うところが1つです。

ただ、他のところも見て、例えば間接差別とか関連差別を明記するってすごく踏み込んだ、愛知県の条例は素晴らしい条例になっていくんだろうなと思っているんですけど、これも説明をしないと、県民にはなかなかわかりにくいんですね。

なので私は、この条例は条例で少し抽象的な内容でいいと思うんですけど、啓蒙用のパンフレットみたいなものも作って、その時に、現状ではこういう事例があるよっていうのを、好事例集とか、そういうものをあげていくということが、国もやっていますけど、併せてやる必要があるなと。

特にこれも素晴らしいなと思うんですけど、助言とかあっせんとか、具体的に踏み込んで書かれているんですけど、実際これも、県が行政主導的にするというよりも、建設的対話というのを重視していますよね。この法律っていうのは。

ですので、そういったプロセスも、その啓蒙用のパンフレット、リーフレットなどで、実際にはどういう手続きが進められるのか、窓口はどこか、指導といっても県のどの部署がどういうふうに動くのか、ここに出ているのは調整委員会しか出てないんですけど、そのプロセスも1つの、県民にとってわかりやすいようなフローチャートというか流れを見せ示していくと、理解が深まるのではないかなと。

なので、全体として条例は少し抽象的であっても、国の解消法を一步進めるような県の取り組みということ、これを強調しておいて、具体的にはそういう手続をわかりやすく説明するという、この2段階でいくのがいいのかなと思ったところです。

永田会長

ありがとうございました。

どちらにしろ、条例だけではやはり文字も多いですし、わかりにくいということで言うと、これをどう啓蒙していくのかということと、具体的なことを提示しながらということと、また、今後この条例の内容や中身については、より発展をさせていかなければいけないというところで、ある程度抽象的なところが残るのは仕方がないのではないかというご意見だったかと思います。

他の委員の先生方いかがでしょうか。

では古家委員よろしく願いいたします。

古家委員

愛盲連の古家です。

この障害者差別解消法を見ていて、もうこれがスタートしてから7年ほど経ちますよね。でもやはり、まだまだ浸透していないなという印象です。

先日もタクシーに、弱視の方と一緒に2人で乗るつもりだったので、やっと来たタクシーに乗ろうと思ったら、犬はだめだって言うので、「今、乗せてもらうのは当たり前ぐらいになっていますよ」というようなことを話していたら、「いや、僕は乗せたことないから。ちょっと本部に聞いてみる」と言ったきりドアを閉めて走っていっちゃったんですね。

未だにこんなドライバーさんいるんだなと思いました。まだまだこんな形で全然浸透していない状況なので、小学生の子が見てもわかるような、砕いた易しい文章もないとなかなか難しいのかな、合理的配慮って別に優しさではないので、ちょっと考え方は違うので、まずその辺はもう少しわかるような具体的な、もしくは小学生の子でもわかるような文面もあった方がいいのかななんて思っています。

永田会長

ありがとうございました。

条例で書ける内容、条例でどこまで易しく書けるかというのはなかなか難しいところがありますが、そのかわり、やはり今2人の委員の先生からご発言がありましたように、できるだけ誰にでも理解できるような形で、この条例の中身をどういうふうに伝えていくのか、啓蒙していくのかということが次に大きな課題になってくるのかなと、お話を伺って感じているところです。

まだ法規との調整中ということになりますので、若干文言がこれから落とし込んでいく中で少し変わってくるかもしれないというご説明でした。

加藤委員よろしく願いいたします。

加藤（歩）委員

愛知県肢体不自由児・者父母の会の加藤と申します。

ちょっとお聞きしたいのが、先日名古屋城の建設の話で新聞にもなっていましたとおり、差別的な発言があったのを、誰も止めなかったということが問題になっておりましたが、そういうことって今後私たちも、会議とかでそのようなことがあった場合に、実際それをどうすればよかったのかなっていうのをすごく思っていて、差別的な発言をされるのはもちろんまずいかもしれませんが、それがわからなかった場合に、例えば行政の方がいた場合、当事者がいた場合、どのような会議になればよかったのかなっていうのを

この差別解消推進条例の方に当てはめて、説明をいただけたらありがたいと思うんですが、お願いできますか。

永田会長

この条例の中身というよりも、この条例が発出されることによって、今話題になっているような状況の時に、具体的にどういったことが対応として考えられるのかというような、ご質問だったかと思います。

ちょっとこの条例ではというところから外れますけど、事務局の方から、もし愛知県でそのようなことがあった時に、多分おそらくこういう対応になるのではないかということがあればご説明いただいてもよろしいでしょうか。

障害福祉課 業務・調整グループ 矢ノ口課長補佐

障害福祉課矢ノ口です。

まず、あのような会議、討論会の場で差別的発言があるということについては、当然のことながらあってはならないことだというふうに考えております。

県のそういう会議で起こった場合どうするのかっていうのが、なかなか予測することは難しいかもしれませんが、私の感覚からすると、あのようなことが会議で起こること自体、ちょっと非常識かなというふうにも思っていますので、ちょっと愛知県であのような会議の中で、差別的発言で一方的に障害者が誹謗中傷されるということは、ちょっと考えにくいというのが正直なところでございます。

名古屋市の方も差別解消条例というよりも、名古屋市障害者施策推進協議会という本県の施策審議会にあたる会議がございまして、そこでも話題になっておりましたが、やはりこれは人権問題だということで、名古屋市職員の人権問題に対する意識啓発を、改めてやり直したいということも申しておりましたので、まずはあのような会議で一方的に誹謗中傷されるというのは、まず人権の意識が足りないのではないかとこのように考えております。

例えば施策審議会で差別発言があった場合、例えば事務局にいる局長はじめ、部長、課長、担当課長が、おそらく私の方を見て、すぐ止めろ、という話も出るかと思っておりますので、それが一般的な対応だと思いますので、ちょっと考えにくいというところで回答とさせていただきたいと思っております。

永田会長

ありがとうございました。

今言われたみたいに、障害者差別というよりも、おそらく人権としてというところになりますし、会議としてどう進めていくのかというところになってくるかと思っております。

今ご回答ありましたように、愛知県ではそのような形でご対応をこれまでも多分されてこられたということにもなりますし、私たち自身が自分ごととしてこういったことを考えて進めていくしかないかなと思っております。

加藤委員、このような回答でよろしかったでしょうか。

また、実際こういうことに関しては、また審議会のところで少し話題にできる時には話題にさせていただきながら進めていきたいと思っております。

それでは、他にも議題がありますので、この愛知県障害者差別解消推進条例の見直しにつきましては、今後また、より一層検討いただいてという形でまたご提示いただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

15 議題2 あいち障害者福祉プラン 2021-2026 の改訂について

報告事項1 あいち障害者福祉プラン 2021-2026 の進捗状況について

永田会長

それでは続きまして、議題の2に移らせていただければと思います。議題の2番目、あいち障害者福祉プラン 2021-2026 の改訂について審議をします。

審議をいただく際に、報告事項の1番目、あいち障害者福祉プラン 2021-2026 の進捗状況についてが関連しますので、事務局は報告事項とあわせて、ご説明よろしくお願いいたします。

障害福祉課 地域生活支援グループ 山本課長補佐

障害福祉課地域生活支援グループの山本と申します。

議題(2)の「あいち障害者福祉プラン 2021-2026 の改訂について」、及び報告事項(1)の「あいち障害者福祉プラン 2021-2026 の進捗状況について」の2つを、関連しておりますので一括して説明させていただきます。

失礼いたしますが、着座にて説明いたします。

資料3の1ページをご覧ください。(1)障害者計画に関する事項でございます。

表の一番左側に「項目」として各施策分野を記載しており、それに対して「計画策定時の直近の県の現状値」と「本計画の目標」を示し、その右側に太枠で「進捗状況等」を示しております。

お時間の都合上、主な項目のみ説明いたします。

既に目標が達成された項目もありますが、中ほど、上から5項目目「成年後見制度利用促進に係る市町村計画を策定している市町村の割合」については、目標100%に対して、54市町村中43市町村で計画を策定し、進捗率は79.6%となっております。

計画策定時や、昨年度の数値と比較いたしますと増加しておりますけれども、策定できていない市町村は、マンパワー不足やノウハウがないといった体制整備が不十分な状況があると考えられることから、市町村職員等を対象とした研修の開催や制度周知等を通して意識向上を図るなど、引き続き支援を行うとともに、目標達成に向けた進捗管理を今後も続けてまいりたいと考えております。

また、下から数えて5項目目「障害者支援施設及び障害児入所施設における定期的な歯科検診の実施率」の表の中ほどにある進捗率の欄について、バー、横棒と表記されております。昨年度に調査を実施し数値は把握済みのところ、今年秋頃の「愛知県歯科口腔保健基本計画」の評価に合わせて、数値も公表していくとでございます。

次に1枚おめくりください。資料2ページ目、(2)障害福祉計画に関する事項でございます。

一番左側の「項目」欄に対して、その右側に「第6期計画の目標」、「進捗状況等」の順に記載をしております。

一番上にあります1の①「地域生活移行者数の増加」でございますが、目標とする地域生活移行者数の142人に対しまして、2022年度までの累計は93人、進捗率65.5%となっております。

右側の「評価・分析」の欄をみますと、現在入所されている方は、50代以上の方や、区分5・6の方が多くなっている状況で、地域移行は難しい状況ではございますが、前回の第5期計画では2017年度から2020年度までの4年間で88人、進捗率49.7%であった実績を踏まえまして、着実に地域移行が推し進められている状況と考えております。

このため一番右側の「今後の取組方策」の記載のとおり、受け皿となるグループホームの整備促進や支援の質の確保、グループホームの世話人の確保等に引き続き取り組んでまいるとともに、県のプランの目標として今後も位置付けることにより、さらなる推進を図りたいと考えております。

続きまして、1枚おめくりいただき、3ページをご覧ください。(3) 県の地域生活支援事業の実施に関する事項でございます。

一番左側の「事業名」及び「指標」に対して、見込と実績等を記載しております。いずれの指標も概ね見込どおりの実績を挙げておりますが、下から5番目の「失語症向け意思疎通支援者派遣事業」など、新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛などの影響によりまして、見込値より低い実績となった事業がいくつかございます。

また、資料としては戻りますが、資料1 ページ目の一番下「障害者スポーツ参加促進事業の参加者数」や、次の2ページ目の中ほどにある「1年以上長期入院患者数の削減」の項目など、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により同様に進捗率が低い事業がいくつかございますが、やむを得ないものではないかと考えております。

今後は感染症対策に配慮しつつ、見込どおり実施できるよう努めていく所存でございます。

続きまして、4ページから6ページの3枚につきましては、障害福祉サービス等の見込量に対する利用実績として、2021年度から2023年度の3年間の推移、5ページにつきましては障害別の内訳、6ページは圏域別の内訳を参考に添付いたしました。

また、最後の7ページは、障害福祉サービス等以外の目標に対する見込量及び実績値となっております。簡単ではありますが、進捗状況については以上でございます。

続きまして、前に戻って資料2「あいち障害者福祉プラン2021-2026の改訂について」をご説明いたします。

資料2の1ページをご覧ください。「1 趣旨」でございます。

本県では、障害のある人が地域で安心して暮らせるための総合的な計画として、「あいち障害者福祉プラン2021-2026」を2021年3月に策定いたしました。

このプランは、障害者基本法に基づく障害者計画、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画及び児童福祉法に基づく障害児福祉計画を1つにまとめた県のプランでございます。

次に、「2 計画の内容」及び「3 計画期間」でございます。

2(1) 障害者計画は、県の障害者施策の考え方や方向性を定めるものです。本県では3(1)のとおり第4期の計画を2021年度から2026年度までの6年間で期間として策定しております。

また、2(2) 障害福祉計画及び(3) 障害児福祉計画は、障害福祉サービス等の必要な量を提供できるよう、県内の提供体制を確保するための取組を定めるもので、3(2)のとおり第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画として、2024年度から2026年度までの3年間の計画を新たに策定することとしております。

次に、右側「4 プランの見直し範囲」でございます。中ほどにある枠の中「計画期間のイメージ図」をご覧ください。

「あいち障害者福祉プラン2021-2026」を太枠の四角で表し、上段は国の障害者基本計画に基づき策定した第4期障害者計画、下段は国の基本指針に基づく障害福祉計画及び障害児福祉計画として、記載しています。

この下段の障害福祉計画等については、第6期障害福祉計画等として2023年度を成果目標とした左側の3年間の計画と、右側の2023年度策定予定の2つの期間の計画に分かれており、今回見直しを行うのは、

この右側の点線で囲まれた第7期障害福祉計画等の部分になります。

その下の表をご覧ください。このプランは、第1章から第9章まで9つの章で構成されており、このうち見直しにかかる主な部分は、第6章から第8章となります。

1枚おめくりいただきまして2枚目、資料左上でございまして、第6章の提供体制の確保に係る目標は、国の基本方針等に即して見直してまいります。この具体的な内容は、2枚はねて、4ページから6ページをご覧ください。

まず、4ページの一番右下の表に「国の基本指針」を参考に記載しております。今年5月に国で見直しが行われまして、上から2つ目の「地域生活支援拠点等の機能の充実」では、変更と記載しておりますが、コーディネーター等の配置や、支援体制及び緊急時連絡体制の構築などが追加されました。

また、その下、「強度行動障害のある人に対する支援体制の整備」も、新たに目標として設定されました。こうした国の見直しを踏まえて、現プランの見直しを行ってまいります。5ページ、6ページ目も、時間の都合で省略しますが、同様にプランの見直しを行ってまいります。

次に、7ページの別紙2をご覧ください。こちらは、「第7章 障害福祉サービス等の見込量と確保策等」に関する章ですが、記載事項の枠の中に、国が変更や追加をした項目は、文字を四角で囲って記載いたしました。

例えば、1の(1)訪問系サービスについては、現プランではサービスを一括で設定しているところ、サービスごとに項目を分けて設定するよう見直しが行われます。

その下、日中活動系サービスでは、2025年度に創設見込みである「就労選択支援」のサービスが追加されます。以下、同様に変更等のある項目は、その旨を記載いたしました。

続いて2枚おめくりいただき、9ページの別紙3をご覧ください。

第8章は目標の一覧で、この9ページは障害者計画に関する目標のため時点修正を行います。

次の10ページから11ページは、障害福祉計画に基づく目標値になりますので、国の基本指針等の見直しに伴い、各目標項目を見直します。

なお、具体的な目標値は、今後、市町村等から数値を取りまとめて策定してまいりますので、本日は黒丸にて表記をしております。

最後になりますが、資料の2ページにお戻りいただきまして、「5 今後の予定」でございまして。

本日の第1回の施策審議会を始め、愛知県障害者自立支援協議会にて検討し、10月には、この審議会の下にワーキンググループを設置し、素案の検討を行うことを考えております。

1枚おめくりいただき、3ページに「障害福祉計画等策定ワーキンググループ設置要領(案)」を添付いたしました。

構成員は、この資料右側にありますとおり、この審議会委員の中から、主に障害当事者の立場の方々12名にお願いし、プラン改訂に特化した検討の場を設けるものでございます。

本日、委員の皆様方からご承認が得られましたら、設置に向け手続きを進めてまいりたいと考えております。

その上で、12月には第2回目の施策審議会、1月にはパブリックコメントを行い、3月の第3回施策審議会等において最終案をご審議いただき、プランを改訂、公表する予定としております。

以上で、説明を終わります。

永田会長

ありがとうございました。

事務局の方から 2022 年度までの進捗状況を報告いただきましたので、これまでの取り組みや進捗状況を踏まえて、あいち障害者プラン 2021-2026 の改定に関する事務局案に、ご意見やご質問等あればお願いできればと思います。

改定について委員の先生方の方からご意見があれば、お願いできればと思います。いかがでしょうか。では糟谷委員よりお願いいたします。

糟谷委員

愛知県知的障害者育成会の糟谷と申します。

進捗状況のこともいいですか。ちょっとわからないんですけど。

進捗状況の 1 ページ目の、就労継続 B 型事業所の月額平均工賃額のところの、今後の取り組み方針についてのところで、工賃向上に向け、基礎研修、個別面談会など、工賃向上の実践指導、啓発とか、農福連携を実施し、事業所における工賃向上の具体的な取り組みを支援していくってところで、ちょっと私の思いをちょっとお伝えしたいんですけど。

私たちの会員の、B 型に通っている方々は知的障害があっても、やはりお金をもらうことは嬉しい。たくさんもらうことは嬉しい。自分が頑張って、それに対してのご褒美的なものでたくさんお金をもらうことは、達成感があって嬉しいっていうのはやはりあるんですね。

それで、自分で B 型に行っている方々は自分で買い物もできたりですとか、欲しいものがあつたりもするんです。

けれど、やはり聞くところによると月に 5,000 円ぐらいの方もおみえですし、多い人は数万という人もおみえですけど、やはり月に 5,000 円ぐらいですと、欲しいものがあつてもなかなか買うことができないんだよっていうお話も会員さんから聞きます。

ですので、賃金をたくさん払うこの項目ですね、具体的な取り組みってところを、私は切に願っていたってところを思いました。

永田会長

ありがとうございます。

進捗状況の就労継続支援 B 型事業所のところ、今回の報告には 91.60% の進捗率ということですが、現状まだまだ不十分なところがあって、今後の取り組みについて、より強力に進めていただきたいというご意見だったかと思います。

よりよく生きるということをどのように支援をしていくのか、その体制をどう考えていくのかという意味では、非常に重要な部分になるかと思いますので、引き続き取り組みを進めていただければと思います。よろしくお願いいたします。

他、いかがでしょうか。

では、加藤委員からお願いいたします。

加藤（勝）委員

進捗状況の 2 ページで 1 点だけご質問させていただきます。

2 ページの 4 がありまして、②就労定着支援事業の利用者数の増加ということが書いてあります。実績からいきますと進捗状況は 37.5% という、ちょっと低い数字が出ております。

ここで何が言いたいかと言いますと、障害者については、今、障害者雇用の問題が出ておりますけど、障

害者が最終的に就職ってというのが、採用されるってということは、実はゴールではないんですね。

障害者の方が、少しでも長く就労してもらおうというのが一番大事なことです。そのためにこの就労定着支援というのが、おそらく事業があると思うんですね。

ちょっと私調べてみましたら、この定着支援を受けたか受けないかによってどう変わったかっていうのをちょっと紹介させていただきます。まず定着支援を受けて、3ヶ月後の定着率は90%です。受けてない方については71%。

1年後を見ると、定着率、定着支援を受けた方は73.2%がまだやっている。それから、やってない方については、52.6%で終わっている。これからみると、この定着支援の事業の役割は非常に大事なかなと思っています。

いろいろ事業所で、やるところとやらないところもあるかもわかりませんが、この事業をやっていただいて、少しでも長く、働いていただくことが必要かなと思いますので、意見を言わせていただいて、以上です。

永田会長

ありがとうございます。

2ページ目の定着支援のところのお話になるかというふうに思います。

本人が希望しなかったことが多いというようなことが書いてありますが、本人が希望するためには、その支援が具体的に自分にとってどういうメリットがあるのかということだとかってということがわからないと、なかなかそこに繋がらないという意味では、本人が希望が出せるような形の取り組みも、必要なのかなと思いつながらご意見を聞かせていただきました。

必要な支援の取り組みかと思しますので、今後も引き続き取り組みを進めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは佐藤委員よろしく願いいたします。

佐藤委員

私も加藤委員と全く同じところですよ。昨年度に比べて、一般就労された方が増えて、進捗率が107.5%になっているのに対して、定着率が2.6割で37.5%と全く同じところなんですけど、特に発達障害の方とかは、就職したのが終わりじゃなくて、やっぱりきめ細やかな支援がないと、なかなかそのまま定着して就労することが難しいと思われま。本人さんが結構ですっておっしゃったのかもわかりませんが、どういう支援を受けられるかっていうのが理解されてないのかも知れないので、事細かく説明してあげて、できたら長く働けるようにということで、指導してあげて欲しいなというふうに思いました。

永田会長

ありがとうございます。

実際、今度の改訂に関しましても、5ページ目のところに国の基本方針の方でも新規ということで、就労の定着支援だとか、より高い目標を掲げるという方向で示されているかと思いつ。

今後、より重要な施策となってくるかと思しますので、今の委員のご意見を踏まえまして、ご検討いただければと思っております。よろしく願いいたします。

その他いかがでしょうか。

では古家委員よろしく願いいたします。

古家委員

愛盲連の古家です。2点あります。

1点目が障害者支援施設入居者の方の歯科検診。

これ、ほぼほぼ結構進んでいると思うんですけども、検診の数字は出ても、治療したかどうか、そのあたりは検診しておしまいではなく、治療したかどうか、数字が出るといいのかなど。大人でもやっぱり歯医者って行きたくないと思うので、軽いうちに何か手を打てるといいのかなと思います。そのあたりの数字もあるといいかなと思いました。

それから、意思疎通支援の中で、進捗状況の中に手話通訳の養成であるだとか、派遣であるとかかずと出てはいましたが、視覚障害のことって何も養成しなくてもいいの？この辺私の見方が違うんですかね。視覚障害のことが何も出てないですけど、意思疎通は必ず要ると思いますが、どういうふうに私は見ればいいのかと思いましたので、その辺お願いします。

永田会長

2点、ご意見いただいたかと思います。

検診は行っても、そのあと受診に繋がらないとあまり意味がないので、そのあたりも今後把握していく必要があるのではないかというご意見だったかと思います。

もう1点目は専門的な意思疎通支援のところに、取り上げられていないものもあるのではないかということのご意見だったかと思います。このあたり事務局の方で説明いただけますでしょうか。

障害福祉課 地域生活支援グループ 山本課長補佐

事務局です。

1点目の歯科検診につきましては、治療結果ですね、今日、該当部署の方がいないのでまた後日、そういったことを結果できるかどうか、また、できなければ、そういった要望があったことについてお答えさせていただきたいと思います。

永田会長

県が、専門性の高い意思疎通支援を行うものの養成派遣のところに、発達障害等が含まれてないような気もするけれどもという話だったかと思います。

愛知県の方で、コミュニケーション条例のところで、いくつかの障害別の支援のアプリみたいなものを作られていたりもしているかというふうに思いますが、こういったところに載せてはどうかというふうなことも含めてだったかというふうに思います。

発達障害に関しては、別で項目立てをされているかというふうに思いますけれども、そのあたりについて事務局の方からご説明可能でしょうか。

障害福祉課 地域生活支援グループ 山本課長補佐

ごめんなさい。該当の担当がおりませんので、またこれも後日回答させていただきます。

永田会長

そのあたり、幅広く目標が定められるようにというところでのご意見でもあるかと思いますが、またご検討よろしくお願ひいたします。

その他よろしかったでしょうか。

ではまず江崎委員からよろしくお願いいたします。

江崎委員

この進捗状況の項目にはどれも属してないのですが、A型とかB型福祉事業所の運営ですね、そういうものっていうのは県が何年かに一度監査されているとか、そういうことをしていると思うのです。そういう中で、事業所が適正に運営されているかどうかっていうのはいかがなものでしょうか。

ちなみになかなか監査も、コロナウイルスの関係かわかりませんが、大幅に間隔が広がって、なかなか監査ができてないとかそういう実態はないでしょうか。

私の方も、事業所を見ているのですが、コンプライアンスの遵守とか、それから、安全安心に運営されているかどうかっていうところがちょっと疑問な点がありまして、事業所内でも会議とかそういうのでコンプライアンスの遵守とか、通所者の送迎をしているのですが、安全運転がなされているか、安全運行がなされているかっていうのがちょっと甚だ疑問なところがございまして、引き締めていかなきゃいけないとか、管理者制度を設けたりして、職員及び通所者の安全を確保するとか、リスク管理なんかもしなければならぬですけれども、それは元々、愛知県の方が監査等で見ていますけど、その辺はいかがなものかということです。

永田会長

重要な指摘かと思いますが、この計画の中に落とし込んでいくかということにもなってくるのかなと思います。質の保証等を見ていくのかということかと思いますがいかがでしょうか。

障害福祉課 西川担当課長

地域生活支援担当課長の西川と申します。

委員ご指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響で、事業所に対する実地指導が当初の計画どおり進捗していなかったという状況は、過去3年間において、確かにあったという状況ではございます。

一方で、実施をしていないわけではございませんので、実施をしてその実地調査の結果、コンプライアンス含めまして問題点が認められた事業所に対しましては、必要な指導を行っているところでございます。

ただ、安全運転をしているのかとかいうような部分になってきますと、なかなか書面の確認や、口頭による確認が及びにくい部分でありますので、そういった部分も含めて、集団指導という、事業者の方に一堂に集まっていたいで、ウェブ等で最近はやっておりますけども、そういった会合の際にも注意喚起をしてまいりたいというふうに考えております。

永田会長

ありがとうございます。

また、この内容につきましては、ワーキングの方でもまた検討させていただく形になるかなと思います。

まだいくつか報告事項がありますので、先ほど手を挙げられていた委員の先生、簡単にですがご意見を願います。

柏倉委員よろしくお願いいたします。

柏倉委員

ちょっと私の方からというか、先ほど古家委員がおっしゃったことはとても重要なことで、厚生労働省では意思疎通支援の具体例として、聴覚障害の手話通訳、要約筆記、盲ろう者に対する触覚手話とか指点字とか、失語症者に対する支援とかが載っているんですね。

県の進捗状況を見ると、今言った聴覚・盲ろう・失語症に対しての項目はあるんだけど、なぜか視覚障害は抜けているので、これはぜひ入れる必要があるし、例えば具体的にどんなことやるかっていうと、やっぱり音訳とか、それから点訳奉仕っていうことで、本県においてはライトハウスなんかやっけてらっしゃる事業になるんですけども、そういったところのやはり数値目標を挙げて、進捗状況をきちっと見ていかないと、人の多い障害だけ手だてするっていうことで、視覚障害って比較的少なかったりするんで、抜け落ちがちなので、これはぜひ専門性の高い意思疎通支援の中で、厚生労働省もその項目を挙げておりますので、本県だけ抜けているというのはまずいので、ぜひ担当部署でご検討いただきたいと思います。

永田会長

ありがとうございました。

視覚障害の数値目標を中に入れていただきたいというご意見だったかと思います。

重松委員よろしく願いいたします。

重松委員

このコミュニケーション条例に関しまして、この検討の中には私どもの加盟団体である ALS 協会さんの方も入っていらっしゃるんですけども、やはり人工呼吸器等をつけられた方々の意思疎通支援っていうものも、この中にやはり入れていただかないと、数は少ないとは思いますが、これから医療的ケアのある方、そういうお子さん方も増えてきておりますので、ここの部分に関しても、項目に入れていただきたいというふうに思います。

よろしく願いいたします。

永田会長

ありがとうございました。

愛知県のコミュニケーション条例とあわせて、このあたりどういった項目の追加が必要なのかについて、検討いただければと思います。

最後、岩田委員ですかね。

岩田委員

岩田です。よろしく願いいたします。

3 ページのサービス管理責任者等養成研修事業の件なんですけど、この指標に関しましては、更新申請の結果だと思うんですが、見込みが 2,600 に対して、実績が 1,140 で 44%っていうことで、更新申請を受けられなかった方が半分以上おられたってことなんですけど、サービス管理責任者はとても重要な職種ですので、それでうちの法人、2 年連続新規で申し込んだんですが、定員オーバーっていうことで、新規の研修をなかなか受けておりませんので、そういったことも含めこの研修会を充実していただきたいなど、とても思っておりますのでよろしく願いいたします。

永田会長

ありがとうございました。

更新だけでなく、新規も含めて検討いただきたいというご意見だったかと思います。併せてご検討いただければと思います。

加藤委員の方から、よろしく願いいたします。

加藤（歩）委員

見方がちょっとなかなか難しく、私もはっきり見られなかったんですが、施設入所支援の、地域移行としてグループホームの見込数値とかもあったと思うんですが、施設入所されている方という枠だと思うんですが、やはり療養介護とか、そっちの方と混同される方も結構多くて、入所しているのが全部なくなっていくのではないかというような不安を持つ重度の障害者も結構いるんです。

グループホームの方への移行ということであれば、車椅子の人が入れるグループホームがどのくらいあるのかとか、去年もちょっと質問させていただいたんですが、その辺の障害別というか、ユニバーサルというか、その辺の、入れるか入れないかっていう数の方の目標値もちょっと挙げて欲しいなっていうのが1つあります。

よろしく願いします。

永田会長

ありがとうございました。

地域移行について、もう少し細かな設定が必要なのではないかというご意見だったかと思います。

こちらについても併せてご検討いただければと思いますのでよろしく願いいたします。

まだまだおそらく、こちらに関してはご意見があるところではないかと思います。

先ほどご説明させていただきましたように、この施策審議会の下にワーキンググループを設置することとして、今後、引き続き委員の先生方にもご意見いただきながらあいち障害者福祉プランの改訂に関する検討を進めるという形をとらせていただければと思っております。

よろしいでしょうか。

では引き続きご検討をよろしく願いいたします。

16 報告事項2 第20回アジア競技大会・第5回アジアパラ競技大会アクセシビリティ・ガイドラインの策定について

永田会長

では、本日の議題は以上になりますが、報告事項がいくつか予定されております。

まず報告事項の2番目、第20回アジア競技大会・第5回アジアパラ競技大会アクセシビリティ・ガイドラインの策定について、事務局より説明をお願いいたします。

アジア・アジアパラ競技大会推進課 計画推進グループ 高橋課長補佐

皆様こんにちは。私は、スポーツ局アジア・アジアパラ競技大会推進課計画推進グループの高橋と申します。

今日は、報告事項（2）第20回アジア競技大会・第5回アジアパラ競技大会のアクセシビリティ・ガイドラインの策定についてということで、資料4-1、4-2ということで提供させていただいております。これについてご説明させていただきます。

着座にて失礼いたします。

3年とあと少しなんですけど、2026年アジア競技大会・アジアパラ競技大会がここ愛知・名古屋で開催されます。

私ども、愛知県のアジア・アジアパラ競技大会推進課と、それから同じ開催都市であります名古屋市、そしてこの大会を運営しております大会組織委員会、この三者が協力いたしまして、この2026年に開催するスポーツ大会を、皆様に安全、安心、快適にお越しいただきたいということで、大会運営に係るアクセシビリティ・ガイドラインを今年中に策定することとしております。

策定にあたりまして、資料4-2に設置要綱をつけさせていただいております。

この設置要綱に基づきまして、アクセシビリティ・ガイドラインの検討会、これを設置いたしまして、2枚目につけさせていただいておりますが、様々な専門家の方、それから障害の当事者の皆様、それからスポーツ大会ですので、バラアスリートの方、こういった方々にご参画いただきまして、このアクセシビリティ・ガイドラインの策定段階から、様々な方のご意見を頂戴しながら作っていくということで、この第1回目の検討会を、先日6月27日に名古屋市公館にて開催いたしました。

この検討会では、まずアクセシビリティ・ガイドラインの方向性、そして、このアジア競技大会・アジアパラ競技大会に係る全アクセシビリティの全般について、こういったところのご意見を頂戴いたしました。

ここにご出席いただいている方にも、実際6月27日にご出席いただいた方もいらっしゃるのですが、本当に様々なご意見を頂戴いたしまして、例えば、オリパラもそうで私どももそうなんですけど、そもそもアジア競技大会・アジアパラ競技大会っていうように分けて開催するのではなくて、同じ土俵でやるのがいいのではないとか、障害の方、いろんな障害をお持ちであったり、今回国際大会ということで、海外からもお越しになれるものですから、そういった皆様にいろんな情報であるとか、会場までの行き方であるとかそういったものがわかりやすい、そういった情報を提供するやり方を工夫して欲しい。そういったご意見もたくさん頂戴いたしました。

またボランティアの皆様に対する研修について、例えば障害当事者の方を講師に招いてはどうか、そんな建設的なご意見も、頂戴したところです。

今回の第1回目はそういうふうな方向性としていただいたご意見ですが、第2回を9月5日に予定させていただいておりますが、ここでは具体的に、どんな基準が必要かということをお示ししながら、改めてご意見を頂戴して、最終的には今年中にこのガイドラインを作成して、この大会に係るいろんな、例えば施設であるとか、いろんな方々が使われる宿泊であるとか、公共交通機関といったところが少しでもよくなるように、努めていきたいと思っております。

3年後になりますがぜひ、いろんな方々にこのアジア競技大会・アジアパラ競技大会、本当にいろんな国からアスリートが来て、身近ですばらしいパフォーマンスをしてくれるとなっておりますので、お越しいただきたいと思っております。

それまで皆様にもご意見頂戴したいと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

私からは以上です。

永田会長

ありがとうございました。

大きな国際大会が開かれるということで、それを機にアクセシビリティのガイドラインが作られるという方向についてご説明いただきました。

1人か2人のみご質問等、ご意見をお伺いしたいと思いますがいかがでしょうか。

では榎本委員よりお願いいたします。

榎本委員

非常に楽しみのある企画だと思います。

私は愛知県の方の障害者スポーツ指導者協議会の会員です。我々の代表として会長が出ておりますけれども、日頃、県の役員として、全国の大会に出た役員として参加しています。この大会で知的障害者は出られるんですかね。ちょっと基本的なところで申し訳ないんですが。

アジア・アジアパラ競技大会推進課 計画推進グループ 高橋課長補佐

知的障害の方も出られる種目がございます。

榎本委員

わかりました。

愛知県知的障害者福祉協会という団体があります。ぜひ、どうやってこういう大会の広報をしていくとか、広げていったりするのかするのとか、ボランティアを集めるにしても、やっぱり施設の職員さんたちに呼びかけたりとか、そういったことも必要なんじゃないかなというふうに思うところから、こういったメンバーに、知的障害関係の事業所団体を入れていただければよかったかなというふうにあとで思いました。

以上です。

永田会長

ありがとうございました。

こういった検討会の場にもそういった知的障害の関連の方も入れていただけると、いろんな情報の共有であったり、また意見も言える場になるのではないかということでした。

また、まだ3年後ということで、これから様々な検討が行われるかと思しますので、またそのあたりもご検討いただければと思います。

よろしくお願いいたします。

その他、よろしかったでしょうか。

17 報告事項 第2期愛知県特別支援教育推進計画の推進方策の目標及び進捗状況について

永田会長

では、もう1題、報告事項がありますので、そちらの方に移らせていただきたいと思います。

続いて報告事項の3番目、第2期愛知県特別支援教育推進計画の推進方策の目標及び進捗状況について、事務局の方から説明をよろしくお願いいたします。

特別支援教育課 振興・就学グループ 西澤主査

県教育委員会特別支援教育課振興・就学グループの西澤と申します。

日頃は本課の事業に対しまして、ご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

資料5について抜粋して説明させていただきます。ご覧ください。

Iの幼稚園・保育所等、小中学校、高等学校の状況についてです。

1(2)個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成率向上の数値をご覧ください。

ここ数年作成率、引継ぎ率は着実に伸びております。とりわけ、通常の学級の教育支援の計画の作成率について、昨年度に比べ、小学校、中学校、高等学校すべて約20ポイント上がりました。

これは令和3年度に作成した個別の教育支援計画啓発リーフレットを活用し、意識の向上が図られたことも一因であると考えております。

また引継ぎについては、毎年1月に本課より発出しています。通知を通して、引継ぎに向けた働きかけが確実に行われてきている成果であるとも考えております。

今年度、市町村教育委員会の担当者を集めて行う研修においては、小牧市において令和3、4年度に実施した中高連携特別支援教育推進校研究の成果を発表し、還元するなど、今後も引継ぎ率の向上を図る取り組みを進めてまいります。

続いて右側2(1)研修の充実をご覧ください。

特別支援教育に関する研修会への参加については、すべての教員が適切な支援・指導を行うための研修を受講するよう取り組んでおります。

今年度も引き続きYouTube配信を使った研修を実施するとともに、研修への参加の啓発に努めてまいります。

下の方にもあります3(2)高等学校の通級指導教室の設置については、設置校数の拡大に取り組んでおります。引き続き、高等学校における通級による指導のニーズを把握し、必要な環境等の整備の充実を図ってまいります。

特別支援教育課 指導グループ 尾野課長補佐

続きまして資料の2枚目、特別支援学校の実施状況について、同じく特別支援教育課指導グループの尾野から説明をさせていただきます。

1つ目です。医療的ケアの充実についてです。

各学校における医療的ケアを必要とする児童生徒の方につきましては年々増加をしております。

これに伴いまして、医療的ケアの内容についても、複雑化・多様化・高度化している状況であります。

これらに対応するため、適切な医療的ケアが実施できるよう、看護師の増員を図っておるところでございます。

2つ目です。専門性の向上についてです。

特別支援学校教諭免許状等の保有率につきましては100%の取得に向け、免許状未保有の教員に対し、取得に向けた計画を提出し、県の認定講習や大学の公開講座等を受講し、速やかに免許状を取得するように強く指導をしております。

また引き続き、県でも愛知教育大学をはじめ、県内の大学に、現職教員に対する公開講座等を拡充していただけるようお願いし、速やかな免許状取得に向けて、環境づくりに努めております。

3点目です。

教育諸条件の整備としましては、令和4年4月に本県初となる知的障害と肢体不自由の学級を併置するにしてお特別支援学校が開校し、また、今年度、令和5年4月に知多地区から千種聾学校へ通学する幼稚部・小学部の幼児児童の長時間通学を解消するため、千種聾学校ひがしうら校舎を開校いたしました。

また、来年度4月に、岡崎特別支援学校の安全対策と、学習環境の改善を図るため、本宿町から美合町の

方に学校を移転します。

最後です。4点目、就労支援の実施状況についてです。

平成27年から配置を進めております、就労アドバイザーにつきましては、令和4年度に1名増員をいたしまして、5名の配置となっております。

新たな実習先や就労先の開拓、企業とのよりよい連携のあり方について専門的に取り組んでまいります。

また、知的障害特別支援学校の就労支援の充実を図るために進めておりました、知的障害特別支援学校高等部への職業コースにつきましては、令和2年度をもってすべての知的障害特別支援学校の高等部において設置を完了し、また新しくできましたにしお特別支援学校の知的部門につきましても、職業コースの設置に向けて現在取り組みを進めております。

なお、第2期の愛知県特別支援教育推進計画の計画期間は今年度までとなっております。数値目標の達成に向け、引き続き努力を進めております。

併せまして、次期計画となる第3期愛知県特別支援教育推進計画の策定に向け、会議等の準備を進めてまいりたいと思っております。

以上で説明を終わります。

永田会長

ありがとうございました。

ただいまご説明がありました、第2期愛知県特別支援教育推進計画の推進方策の目標及び進捗状況につきまして、ご意見やご質問があれば、時間の関係で1、2名になるかと思いますが、お受けしたいと思っております。

古家委員よろしくお願いたします。

古家委員

愛盲連の古家です。

今の説明の中にはスルーされてしまった部分なんですけども、支援学校における専門性の高い人材の派遣というか、中に白杖を使った歩行訓練士っていうのが入っていました。

歩行っていうのは、自己流で歩いている方がやっぱりかなりいらっしゃって、私から見てるとなんかちょっとヒヤヒヤするところはあったりもします。希望者だけが受けるのではなくって、全体に必ず必須で、ある一定時間受けてくださいっていう形をとってもらえると、支援学校で学んでる生徒さん、児童さん全員、その方が安心かなと思います。

横断歩道の渡り方、ホームでの歩き方、電車の乗り降り、バスの乗り降り、こういったものはやっぱりあんまり自己流で歩かれると、危険です。

横断歩道に対しても10回中7、8回、何とか渡ればいいかなっていう話ではなくって、10回中10回、確実に渡れないのであれば、正直言って単独で歩いて欲しくないなと思いますので、歩行訓練という時間をたくさん使って、生徒さん全員に必ず受けてもらえるような体制をとってもらえるといいなと思います。

永田会長

ありがとうございました。

歩行訓練士の特別支援学校の配置ということも話題に挙がっておりました。

子どもたちが自分の体のコントロールをうまくやって、よりよい歩行力を上げていくという意味ではと

でも大事なことになるかと思しますので、また引き続き検討をお願いできればと思います。

その他いかがでしょうか。

では榎本委員よろしく願いいたします。

榎本委員

榎本でございます。

特別支援学校については、昨年の権利条約の批准後の対日審査が、ちょうど昨年8月にありました。その中で私が事業を行っている障害者入所施設も含め、日本に対し勧告が出されました。インクルーシブな社会を目指していくなか、特別支援学校がまだまだ増えていくにあたって、文科省と、厚労省に違いがあると思うんですけど、県としても、そこをどう受けていくのかで今後課題になっていくんだらうなということだと思います。にしお特別支援学校もできて増えていっているんだなってというのがちょっとよかったなという一方で、まず地域での自宅から近いところで学校に行けるような形ってというのが本来の姿なのかななんて思ったりもして聞いておりました。

あと特別支援学校の方々の就学の後の定着も含めてですね、就業・生活支援センターっていうのは県のいろいろな圏域ごとにありますので、そういったところの連携を図りながら、在学中でも登録等を進めながら、先生方と、連携をとるといようなことも進められていますので、また教育委員会の方もそういったことを周知した上で推進していただけるとありがたいなというふうに思います。

よろしく願いいたします。

永田会長

ありがとうございます。

重要なご指摘だったかと思えます。

まだまだ特別支援の免許の取得率もかなり愛知県は低く、地域の学校の中でなかなか対応が難しいという状況なのだと思いますけれども、できるだけ子どもたちが自分の生活している地域の中で、クラス数や、特別支援学校側の確保をしながらということ、今後の方向性としては出てくるのではないかと思いますので、また状況を見て、よりよく子どもたちが生活していけるように施策を進めていただければと思います。よろしく願いいたします。

その他よろしかったでしょうか。

では時間にもなっておりますので、ここまでとさせていただきたいと思えます。

ただ、少し時間が押してまいりまして、十分ご意見をいただけなかったところもあるのではないかと思いますので、またご意見等ありましたら事務局の方にお寄せいただければと思います。

それでは事務局の方にお返しさせていただきたいと思えます。

18 閉会

障害福祉課 佐藤課長

障害福祉課長の佐藤でございます。

本日はお忙しい中を長時間にわたり、ご審議を賜りましてありがとうございました。

本日条例の見直し、それからプランの改訂にあたりまして大変多くの貴重なご意見をいただいております。

す。

特にプランの目標値、或いはその目標の項目ということで大変重要なご指摘やご意見をいただいておりますので、今後事務局の中でしっかりと検討させていただきまして、またワーキングの中で、後日ご提示をしてご意見を伺ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

本日も発言をされました委員の皆様におかれましては、後日、会議録の確認をさせていただきたいと思っておりますので、またよろしく願いいたします。

本日は大変ありがとうございました。

以上で、2023年度第1回愛知県障害者施策審議会を終了した。